



化管法の概要と排出量等の算出方法について

独立行政法人 製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター リスク管理課

目次

1. 化管法の概要
2. 排出量等の算出方法
3. サポート体制

目次

1. 化管法の概要

1-1) 化管法、PRTR制度の全体像

1-2) PRTR届出要件

1-3) PRTR届出方法

2. 排出量等の算出方法

3. サポート体制

目次

1. 化管法の概要

1-1) 化管法、PRTR制度の全体像

1-2) PRTR届出要件

1-3) PRTR届出方法

2. 排出量等の算出方法

3. サポート体制

化管法の目的と全体像

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

➤ 目的

事業者及び国民の理解のもとに、**PRTR制度**及び**SDS制度**を導入し、

- － 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、
- － 環境の保全上の支障を未然に防止する

◆ **PRTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register)**

法により定められた有害なおそれのある化学物質について、環境への**排出量**及び廃棄物等に含まれての**移動量**を、事業者が自ら把握して国に届出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度

排出量→大気への排出、公共用水域への排出、土壌への排出、埋立処分

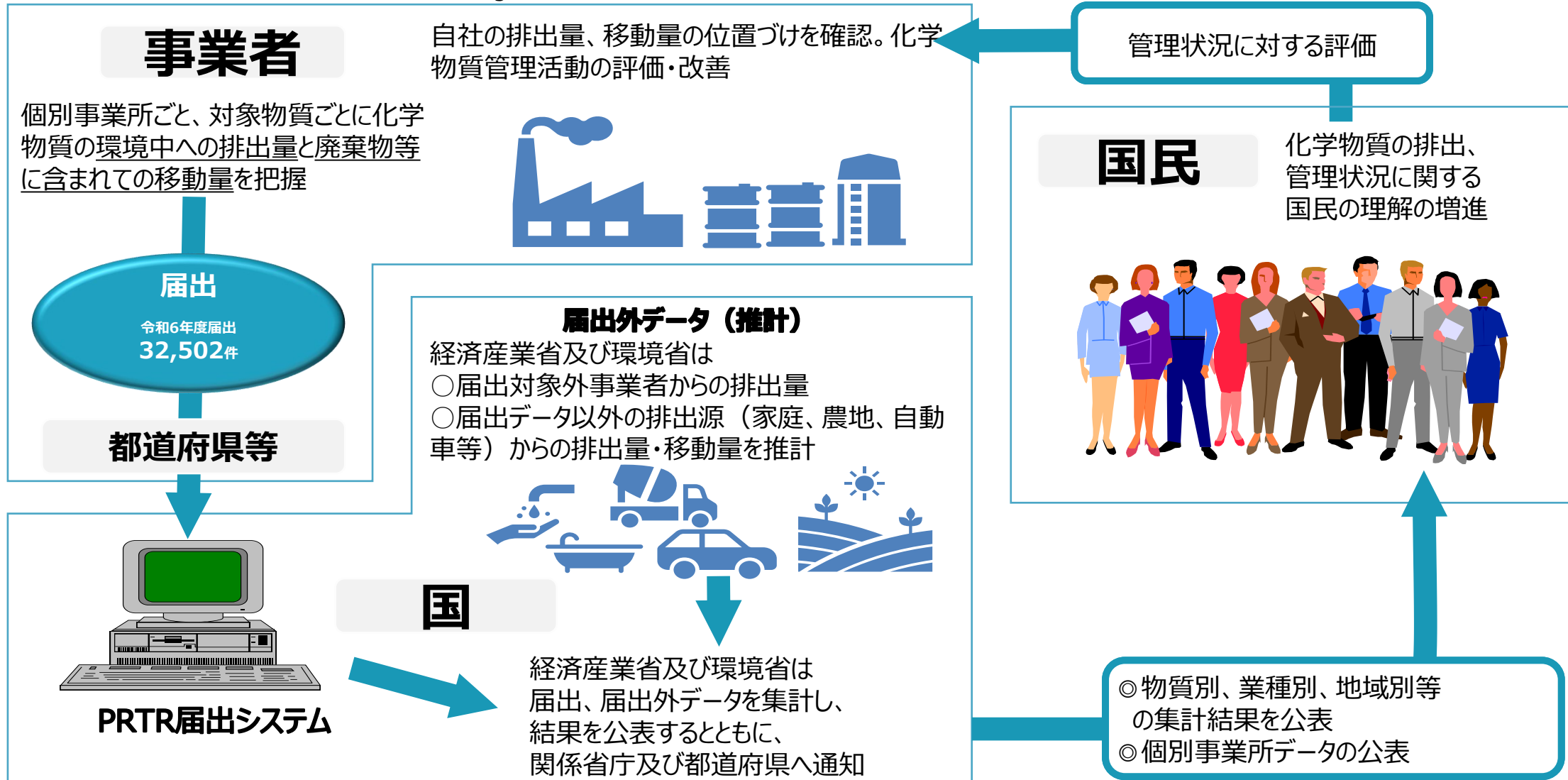
移動量→下水道への移動、事業所の外への移動（廃棄物）

◆ **SDS制度 (Safety Data Sheet)**

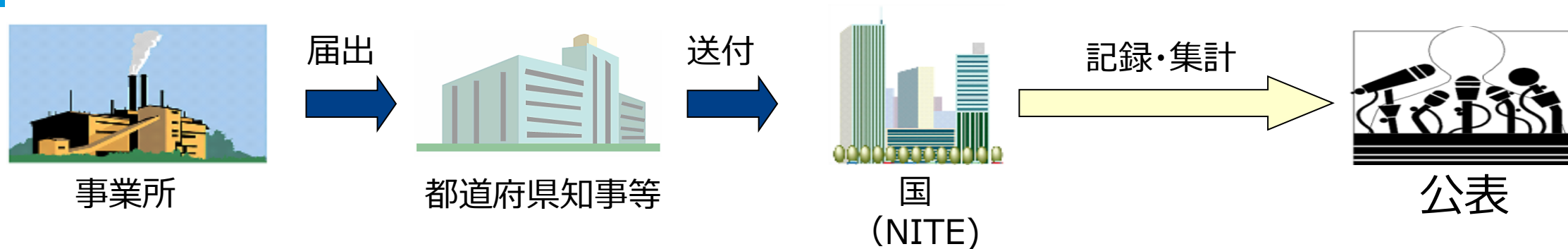
事業者が化学物質を他の事業者に譲渡・提供する際、その化学物質の特性や取扱いに関する情報の提供を義務づける制度

PRTR制度の体系

※PRTR : Pollutant Release and Transfer Register



日本のPRTR制度



- 把握期間 前年4月1日から1年間
- 届出期間 4月1日から6月30日まで
* 電子届出も6月30日までです。
- 対象物質 第一種指定化学物質515物質
(特定第一種指定化学物質23物質含む)
- 届出要件 届出対象となる条件
①業種 ②事業者規模 ③年間取扱量又は特別要件施設

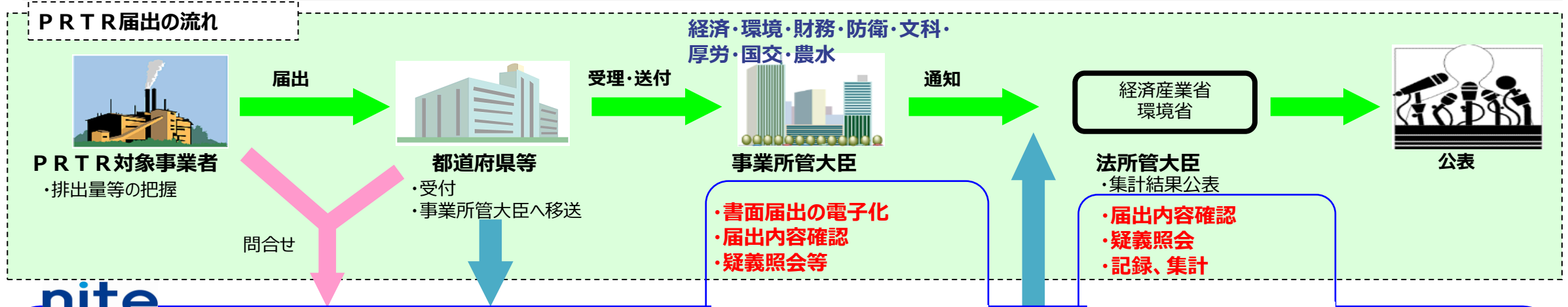
※第一種指定化学物質リスト（2021年（令和3年）改正）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf

PRTRにおけるNITEの役割

PRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国の唯一の機関として、化管法の施行が円滑にできるように、以下のような業務を実施

PRTR届出の流れ



nite

PRTR届出関係業務

- * 届出・記録・集計用電算機の維持、管理
 - ・PRTR届出システム、ファイル記録システム（法第8条第1項の規定）、集計システム（法第8条第3項の規定）の開発、改良
 - ・システムの維持管理
- * 届出データの内容確認、電子化
 - ・事業所管大臣の依頼により届出書の受領、内容確認、電子化、届出内容の疑義照会等を実施
- * 届出データの記録・集計
- * 公表用資料案の作成

化管法の普及啓発活動

- * 問合わせ対応（電話・メール・チャットボット）
 - ・届出要件、排出量算出等の技術的サポート
 - ・PRTR届出システム利用のためのサポート
 - ・PRTR届出制度や事務手続についてのサポート
- * 講演会等の開催・講師派遣
- * ウェブページによる技術情報提供

化管法関連情報の収集解析

- ・PRTRデータの利活用の促進
（リスク情報の提供・地図表示用データ提供も含む）

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_katsuyou.html

目次

1. 化管法の概要

1-1) 化管法、PRTR制度の全体像

1-2) PRTR届出要件

1-3) PRTR届出方法

2. 排出量等の算出方法

3. サポート体制

PRTR届出の要件

前年度、①～③の要件**すべて**に該当する事業者は届出が必要

事業者単位

① 対象業種：24業種

- 政令で指定している24業種に該当

(金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、倉庫業、石油卸売業、燃料小売業、自動車整備業、一般廃棄物処理業、医療業・・・)

※事業者が対象業種に該当しても、対象業種に該当する事業を営んでいない事業所は届出不要

② 事業者規模：常用雇用者数21人以上

事業「所」ではなく事業「者」の人数であることに注意

③ A 年間取扱量：1トン以上の事業所 (特定第一種指定化学物質は0.5トン以上)

又は

B 特別要件施設：特別要件施設を設置している事業所

(下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設、鉱山保安法により規定される建設物等施設)

「排出量」ではなく「取扱量」であること、
「製品」ごとではなく「物質」ごとであることに注意

事業所単位

対象業種一覧

1	金属鉱業	4	電気業	20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分量に限る。)
2	原油及び天然ガス鉱業	5	ガス業		
3	製造業	6	熱供給業	21	産業廃棄物処分量 (特別管理産業廃棄物処分量を含む。)
	a 食料品製造業	7	下水道業		
	b 飲料・たばこ・飼料製造業	8	鉄道業	22	医療業
	c 繊維工業	9	倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)	23	高等教育機関 (付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
	d 衣服・その他の繊維製品製造業				
	e 木材・木製品製造業	10	石油卸売業	24	自然科学研究所
	f 家具・装備品製造業	11	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)		
	g パルプ・紙・紙加工品製造業				
	h 出版・印刷・同関連産業				
	i 化学工業				
	j 石油製品・石炭製品製造業	12	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。)		
	k プラスチック製品製造業				
	l ゴム製品製造業				
	m なめし革・同製品・毛皮製造業				
	n 窯業・土石製品製造業	13	燃料小売業		
	o 鉄鋼業	14	洗濯業		
	p 非鉄金属製造業	15	写真業		
	q 金属製品製造業	16	自動車整備業		
	r 一般機械器具製造業	17	機械修理業		
	s 電気機械器具製造業	18	商品検査業		
	t 輸送用機械器具製造業	19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)		
	u 精密機械器具製造業				
	v 武器製造業				
	w その他の製造業				

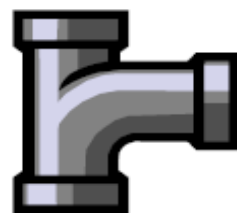
例外的に使用量の把握をしなくてもよい製品

含有率が
少ないもの



指定化学物質の含有率が1質量%未満（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%未満）の製品

固形物



事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ粉状又は粉状にならない製品
例：管、板、組立部品等

密閉された状態で
使用される
製品



例：コンデンサー、乾電池等

一般消費者 再生資源
用の製品



例：家庭用殺虫剤、防虫剤、家庭用洗剤

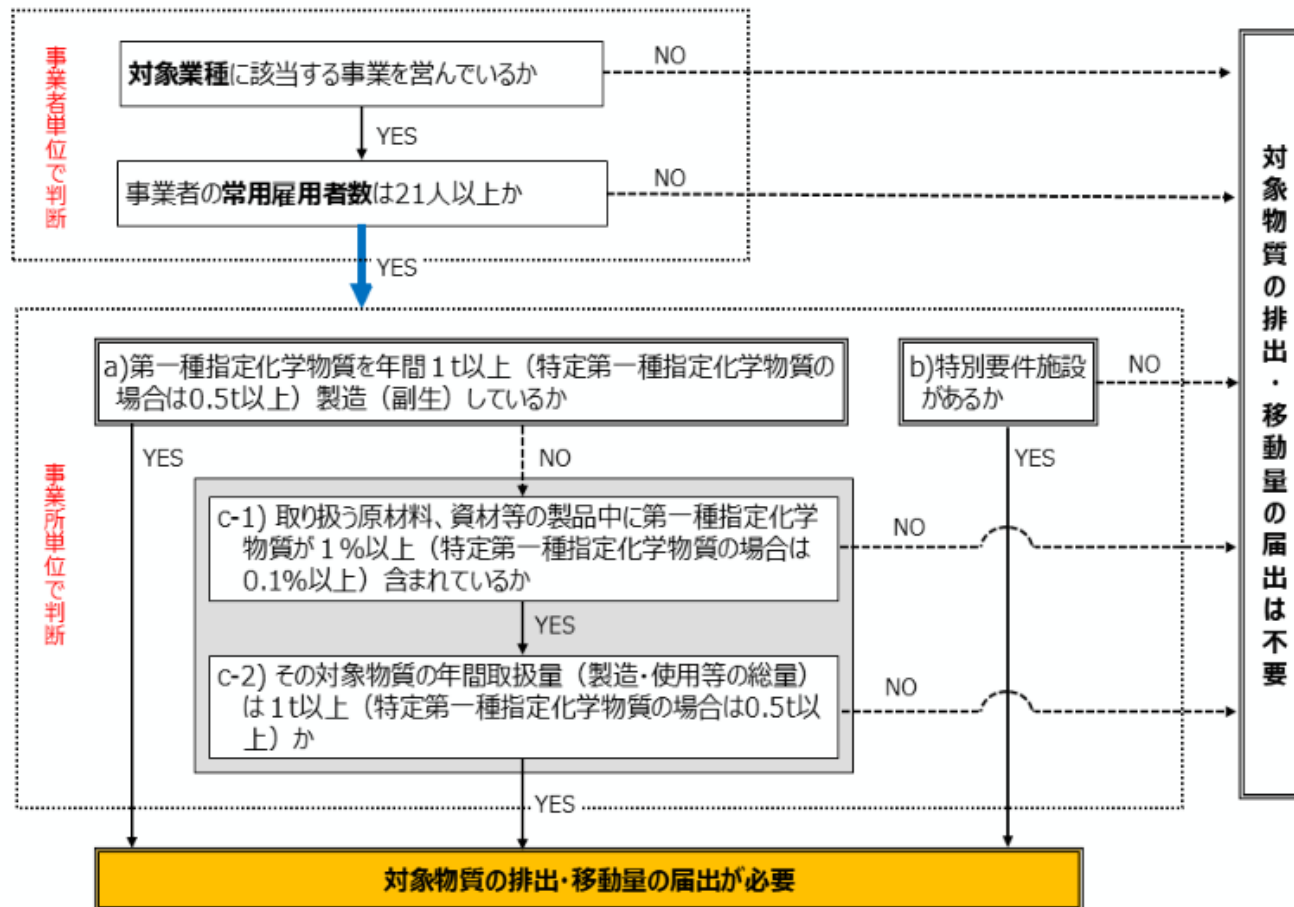


例：空き缶、金属くず等

PRTR届出対象事業者の判定フロー

判定フローのHP : <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/judg.html>

PRTR対象事業者の判定方法



PRTR対象化学物質

PRTR届出対象物質

○第一種指定化学物質：515物質

特定第一種指定化学物質：23物質

・第一種指定化学物質のうち、発がん性、変異原性、生殖毒性について高い有害性が認められる物質、一定以上の**生態毒性**を有する物質で**難分解性かつ高蓄積性を有する物質**。

・**対象物質**：アトアルデヒド、石綿、Iフルノキスト、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロリン、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、1,2-ジクロロベンゼン、ダイオキシン類、トリクロロエチレン、トリジン、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、1,3-ブタジエン、2-ブロモフェノール、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロリド、ベンゼン、ペンタクロロフェノール、ポリ塩化ビフェニル、ホルムアルデヒド、鉛及びその化合物、ビス(トリブチルスズ)=チン

○第二種指定化学物質：134物質

有害性（ハザード）とばく露可能性に着目して選定

有害性（ハザード）の判断基準

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質

ばく露可能性

第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の複数地域で検出
- 年間排出量10トン以上、移動量100トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値10トン以上（PRTRデータなし、化審法用途のみ）
- 製造・輸入量100トン（農薬10トン）以上（〃、化審法用途以外）
- 環境保全施策上必要な物質※

第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の1地域で検出
- 年間排出量1トン以上、移動量10トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値、製造・輸入量1トン以上（PRTRデータなし）

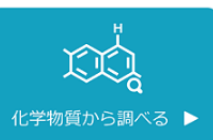
※ばく露性の基準を考慮せず、有害性基準に該当し自主管理が必要な物質

PRTR対象化学物質の確認方法～NITE-CHRIP～

- ・対象化学物質に該当するかの確認は、NITE-CHRIPが便利。
- ・化学物質、法規制、どちらからも調べることが可能。

ホームページ：https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

CAS登録番号や化学物質名称等から調べる場合はこちらをクリック



化学物質から調べる ▶

化学物質の番号、名称、分子式、構造式から、目的の物質の総合情報（一般情報・有害性情報・法規制情報等）を検索することができます。

検索キーワードには以下のようなものがあります。

- ・物質名称
- ・CAS登録番号
- ・化審法番号
- ・安衛法番号



法規制等から調べる ▶

国内外法規制や各機関の有害性評価リストから、対象物質・評価物質を検索することができます。更に各法規制等の概要や関連リンク（法対応申請サイトなど）を確認することができます。

検索リストには以下のようなものがあります。

- ・国内法規制情報
- ・外国法規制情報
- ・有害性・リスク評価情報
- ・試験結果・試験報告書

法律名等から調べる場合はこちらをクリック

進捗検索 拡張検索

<キーワード検索>

番号で検索（スペースで区切って複数入力するとOR検索可能）

CAS RN

名称で検索（スペースで区切って複数入力するとAND検索可能）

全ての名称

分子式で検索（スペースで区切って複数入力するとOR検索可能）

完全一致

<表示設定>

中間検索結果表示
・構造表示

検索結果表示画面
・データの無い項目を
☐ 表示する ☒ 表示しない

・1ページに 表示

国内法規制情報	関係省庁等
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	経産省、厚労省、環境省
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）	経産省、環境省
概要 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とし、特定の化学物質について環境への排出量等の届出（PRTR）及び性状及び取扱いに関する情報としてSDS（化学物質等安全データシート）の提供を定めています。 関連情報へのリンク 法令、概要、PRTR届出方法、化審法ラベル・SDS作成ガイド、PRTRデータ集計結果	
物質リスト	データの説明
化管法（令和4年度分までの排出量等の把握や令和4年度までのSDS提供の対象）	データの説明
化管法（令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象）	データの説明

対象化学物質は確認済みのものを収載しており、**全ての対象化学物質を網羅している訳ではない**

目次

1. 化管法の概要

1－1) 化管法、PRTR制度の全体像

1－2) PRTR届出要件

1－3) PRTR届出方法

2. 排出量等の算出方法

3. NITEサポート体制

届出事項～本紙～

○事業所毎の届出事項

- ・事業者の名称
- ・**法人番号**
- ・事業所の名称
- ・事業所の所在地
- ・事業所において常時使用される従業員の数
- ・事業所において行われる事業が属する業種
- ・**電子メールアドレス**

施行規則改正により追加

○法人番号

国税庁の法人番号公表サイトで調べて出てくる13桁の番号を記載

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

○担当者の電子メールアドレス

行政側からの連絡を受け取るために必要です

様式第1 (第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣 (都道府県知事) 殿

届出者 (ふりがな) 住所 〒 (ふりがな) 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称			
	法人番号			
	前回の届出における名称			
	(ふりがな) 事業所の名称			
	前回の届出における名称			
事業所の所在地	〒	都道府県	市区町村	
	(ふりがな)			
事業所において常時使用される従業員の数		人		
事業所において行われる事業が属する業種	業種	名称	業種コード	
	主たる事業			
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～ のとおり		
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無		
担当者 (問い合わせ先)	部署			
	(ふりがな) 氏名			
	電話番号			
	電子メールアドレス			
※受理日	年 月 日	※整理番号		

本紙における間違い例

事業者と事業所の区別が重要

様式第1 (第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

令和××年 月 日

主務大臣 (都道府県知事) 殿

届出者 住所 〒
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称		
	法人番号		
	事業所の名称		
事業所の所在地	都道府県	市区町村	
事業所において常時使用される従業員の数			
事業所において行われる事業が属する業種	主たる事業	従たる事業	業種コード
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～	のとおり
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)		1. 有	2. 無
担当者 (問い合わせ先)	部署		
	氏名		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※受理日	年 月 日	※整理番号	

備考1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
2 法人番号の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、当該法人番号を記載すること。法人番号がない場合は空欄とすること。
3 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
4 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在 (前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日) における当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所においては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
5 担当者の欄には、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
6 業種の欄には、記載しないこと。
7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
8 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

- 提出日 : 空欄になっている場合がある
- 届出者住所 : 事業所の住所を記載している
大口郵便番号は使用できない
(主に***-85**の番号)
- 届出者名称 : 事業所の名称を記載している
- 届出先大臣 : 業種に対応した大臣になっていない
(業種により大臣が異なる)
- 事業者名称 : 事業所の名称を記載している
- 法人番号 : 空欄になっている場合がある
- 郵便番号 : 大口郵便番号は使用できない
(主に***-85**の番号)
- 従業員数 : 空欄になっている場合がある
(事業者全体の従業員数ではない)
- 業種コード : 業種名と業種コードが異なっている
- 別紙枚数 : 別紙の枚数 (物質数) と一致しない
- 法第6条請求 : 6条請求をせずに「有」に○をつけている
- メールアドレス : 空欄になっている場合がある
- 受理日、整理番号の記載は不要 (自治体が記載)

空欄等の不備がないことを提出前に確認すること

届出事項～別紙～

○第一種指定化学物質ごとの届出事項（別紙）

【化学物質の情報】

- ・第一種指定化学物質の名称
- ・第一種指定化学物質の**管理番号**

【排出量】

- ・大気への排出
- ・公共用水域への排出
- ・当該事業所における土壌への排出
（当該事業所における埋立処分を除く。）
- ・当該事業所における埋立処分

【移動量】

- ・下水道への移動
- ・当該事業所の外への移動
（下水道への移動を除く。）

施行規則改正により追加

○管理番号

別紙番号											
第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量											
第一種指定化学物質の名称											
第一種指定化学物質の管理番号		単位 kg mg-T E Q (ダイキシン類の場合)									
排出量	イ 大気への排出										
	ロ 公共用水域への排出										排出先の河川、湖沼、海域等の名称 〔 〕
	ハ 当該事業所における土壌への排出 (二以外)										
	ニ 当該事業所における埋立処分										埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動										移動先の下水道終末処理施設の名称 〔 〕
	ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)										
当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類		廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・熔融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分									
		廃棄物の種類 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鋳さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他									
※整理番号											

別紙における間違い例

- 特別要件施設を除き、**年間取扱量が1トン**（特定第一種指定化学物質は0.5トン）未満の物質は届出不要

別紙番号

- 別紙番号：対象物質の管理番号の順番になっていない

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称			
第一種指定化学物質の管理番号		単位 kg mg-T E Q (ダイオキシン類の場合)	
排出量	イ 大気への排出		
	ロ 公共用水域への排出		排出先の河川、湖沼、海域等の名称
	ハ 当該事業所における土壌への排出（二以外）		
	ニ 当該事業所における埋立処分		埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動		移動先の下水道終末処理施設の名称
	ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）		
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類		廃棄物の処理方法（該当するものに○をすること（複数選択可））
	廃棄物の種類（該当するものに○をすること（複数選択可））		

- 物質名称、管理番号：名称と番号が一致していない

- 公共用水域への排出量が「0.0」以外の場合、排出先の名称が空欄又はリストにない河川名を記載している

※公共用水域の名称（リスト）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/kokyoyo_sui/kokyoyosuiiki.html

- 下水道への移動量が「0.0」以外の場合、移動先の名称が空欄又はリストにない名称を記載している

※下水道終末処理施設の名称（リスト）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/gesuidou_syuumatsu_syori_shisetsu/gesuidou_syuumatsu_syori_shisetsu.html

- 製品や有価物は、廃棄物としての移動量に含まない

- 廃棄物移動量が「0.0」以外の場合、廃棄物の処理方法又は廃棄物の種類のいずれにも○が記載されていない

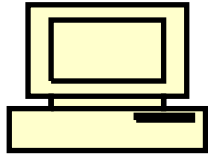
- 整理番号の記載は不要（自治体が記載）

備考1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄には、第一種指定化学物質の管理番号の順に付した通し番号を記載すること。管理番号は「PRTR届出の手引き」を参考とすること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄には、令別表第一に掲げる名称（令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質については、当該別名）を記載すること。
 4 第一種指定化学物質の管理番号の欄には、当該第一種指定化学物質の管理番号を記載すること。管理番号は、「PRTR届出の手引き」を参考とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 7 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 8 ※の欄には、記載しないこと。
 9 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

届出方法

電子届出



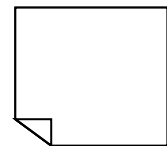
PRTR届出システム上で届出

磁気届出



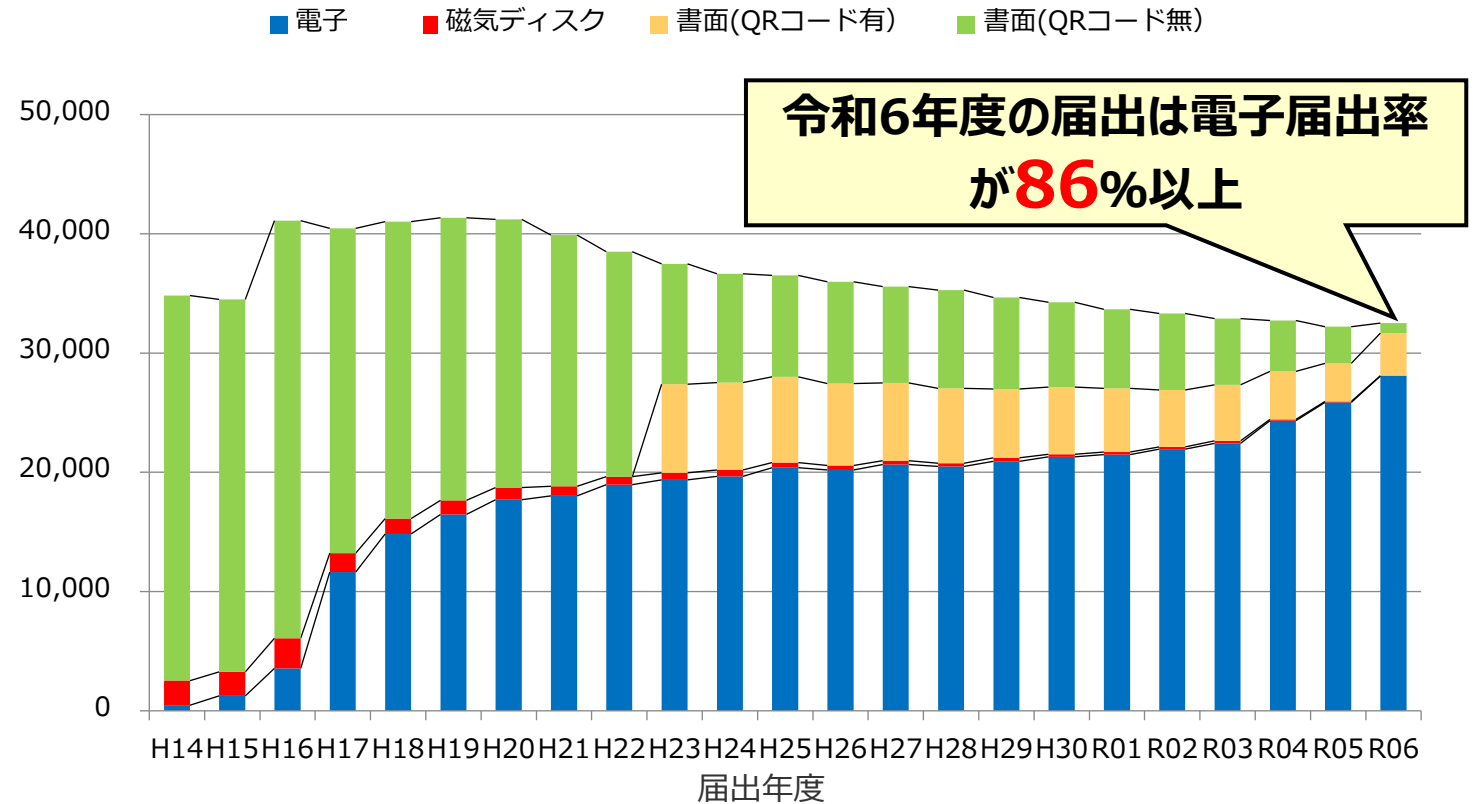
磁気ディスクと提出票を窓口にて提出

書面届出



書面の届出書を窓口にて提出

届出方法別届出件数の経年変化



電子届出の勧め～メリット～

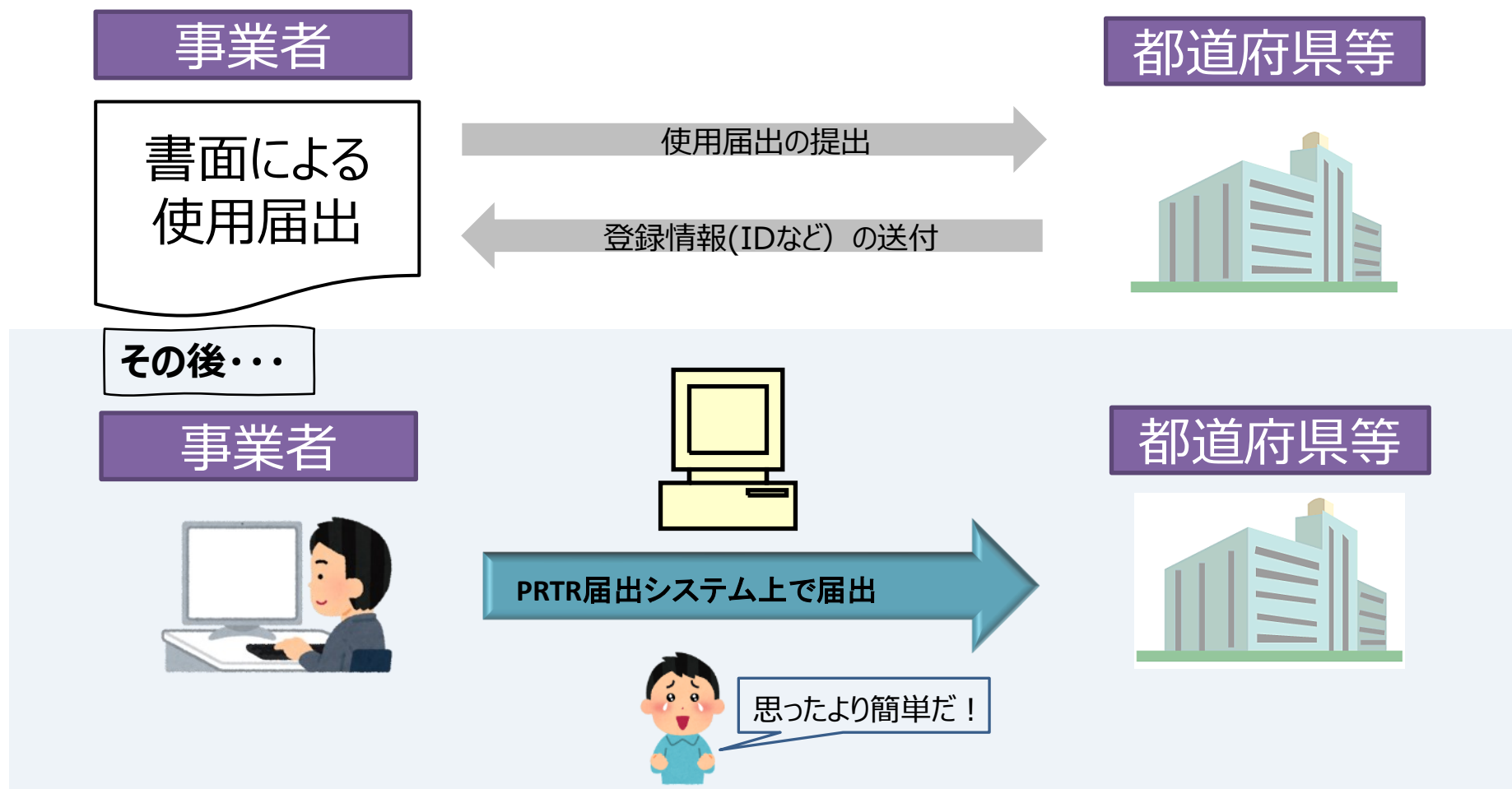
処理	電子届出	書面届出
1.届出書作成	基本情報は登録済 入力補助&ミス防止機能つき	手書き or word等（PCソフト） or 届出作成支援システム ※で作成 ※当システムの作成のみ入力補助&ミス防止機能つき
2.届出書印刷	不要（印刷は可能）	必要
3.提出方法	届出システムからボタンをクリック！	郵送（切手必要） or 直接自治体へ持参
4.照会	少ない	多い 形式的な入力ミス
5.照会への対応	届出システムで回答 <u>（ご自身の都合のよい時間に回答可能）</u>	電話 & FAX等で回答
6.変更届出	届出システムから提出	都度郵送（切手必要） or 直接自治体へ持参
7.過去の届出と比較	過去の届出データ（電子届出のみ）と 比較可能	毎年コピー（紙）保管なら比較可

電子届出の勧め～始め方～

使用届出を都道府県等に提出し登録することで、電子届出が行えます！

(提出方法は都道府県等にもよりますが、メールや郵送などで行えるため直接庁舎へ行かなくても問題ありません！)

電子届出が初めての方への説明HP : <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>



電子届出の勧め～使用届出～

様式第4（第12条関係）

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者 (ふりがな) 住 所 〒 (ふりがな) 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

担当者 (連絡及び問い合わせ先)	(ふりがな) 氏 名	
	部 署	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※識別番号		

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

(ふりがな) 事業所の名称			
所在地	〒	都道府県	市区町村
(ふりがな)			

備考 1 同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次葉を使用すること。
2 法人にあっては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
3 ※の欄には、記載しないこと。
4 届出書の大きさは、日本産業規格A4とすること。

・届出者
・担当者
・事業所
の基本情報を記入するだけ！
※事業所は複数記載できます

✓ 使用届出書のダウンロード
(PDF版)

<https://www.nite.go.jp/data/000008923.pdf>

(Word版)

<https://www.nite.go.jp/data/000008921.doc>

目次

1. 化管法の概要

2. 排出量等の算出方法

2-1) 排出量等の算出の概要

2-2) 排出量等の算出フロー

2-3) 排出量等の算出の注意点

2-4) 排出量等の算出の重要性

3. サポート体制

目次

1. 化管法の概要

2. 排出量等の算出方法

2-1) 排出量等の算出の概要

2-2) 排出量等の算出フロー

2-3) 排出量等の算出の注意点

2-4) 排出量等の算出の重要性

3. サポート体制

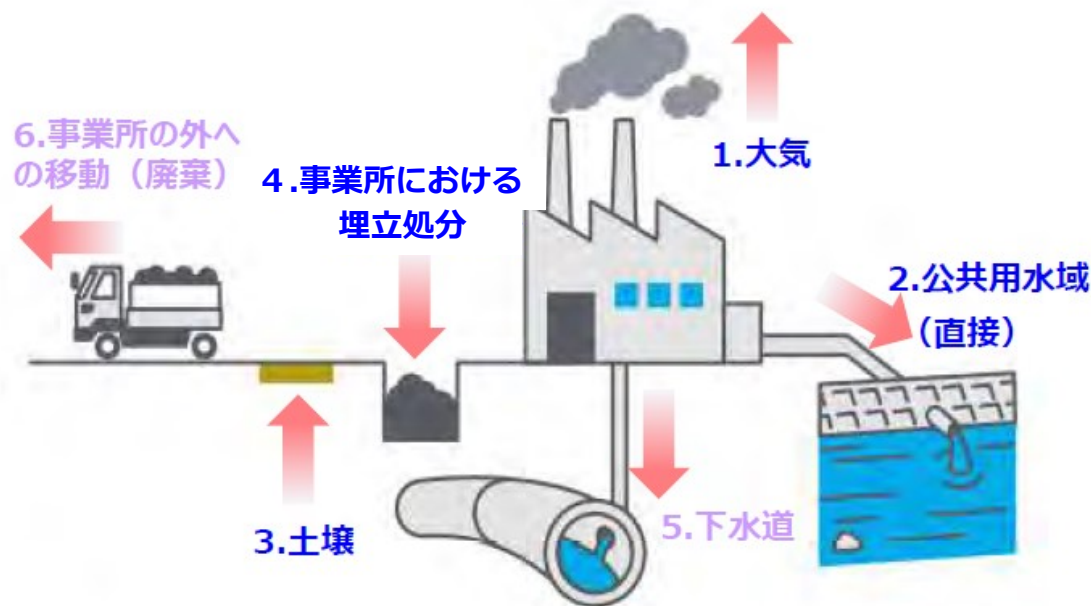
排出量・移動量の区分

◆排出量

- ①大気への排出
- ②公共用水域への排出
- ③当該事業所における土壌への排出
(埋立処分によるものを除く)
- ④当該事業所における埋立処分

◆移動量

- ⑤下水道への移動
- ⑥当該事業所の外への移動
(⑤によるものを除く)



排出量・移動量の算出・把握方法の例

①物質収支による方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{排出量} \\ \text{または} \\ \text{移動量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間取扱量} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{製造品としての搬出量} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{他の排出量・移動量} \\ \hline \end{array}$$

②実測による方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{排出量} \\ \text{または} \\ \text{移動量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{排ガス、排水} \\ \text{または} \\ \text{廃棄物中の対象物質濃度} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{年間の排ガス量、排水量} \\ \text{または} \\ \text{廃棄物量} \\ \hline \end{array}$$

③排出係数による方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{排出量} \\ \text{または} \\ \text{移動量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{排出係数} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{年間取扱量} \\ \hline \end{array}$$

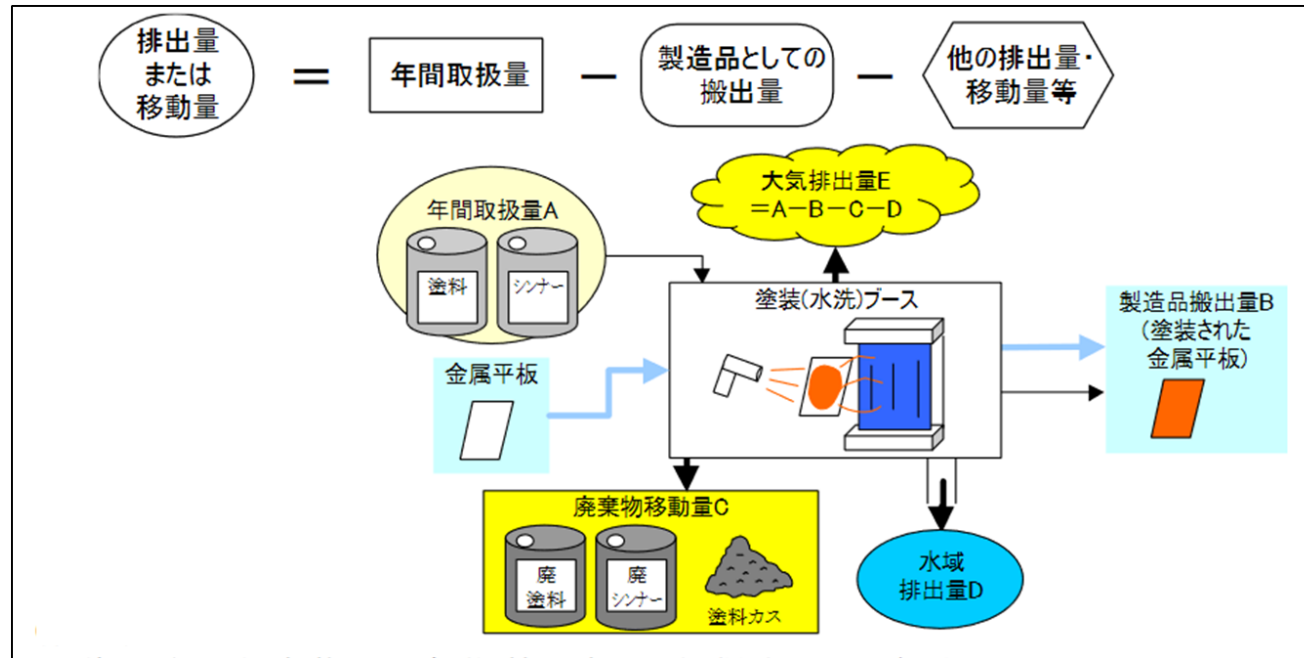
④物性値を用いた計算による方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{排出量} \\ \text{または} \\ \text{移動量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{物性値を用いた計算による} \\ \text{排ガス、排水} \\ \text{または} \\ \text{廃棄物中の対象物質濃度} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{年間の排ガス量、排水量} \\ \text{または} \\ \text{廃棄物量} \\ \hline \end{array}$$

⑤上記の方法以外に、より精度よく算出できるとされる経験値等を用いた方法

①物質収支による計算方法について

対象物質の年間取扱量から製品としての搬出量及び実測や排出係数等から算出した他の排出量、移動量を差し引いて算出する方法（排出量等算出マニュアル I -39参照）



メリット

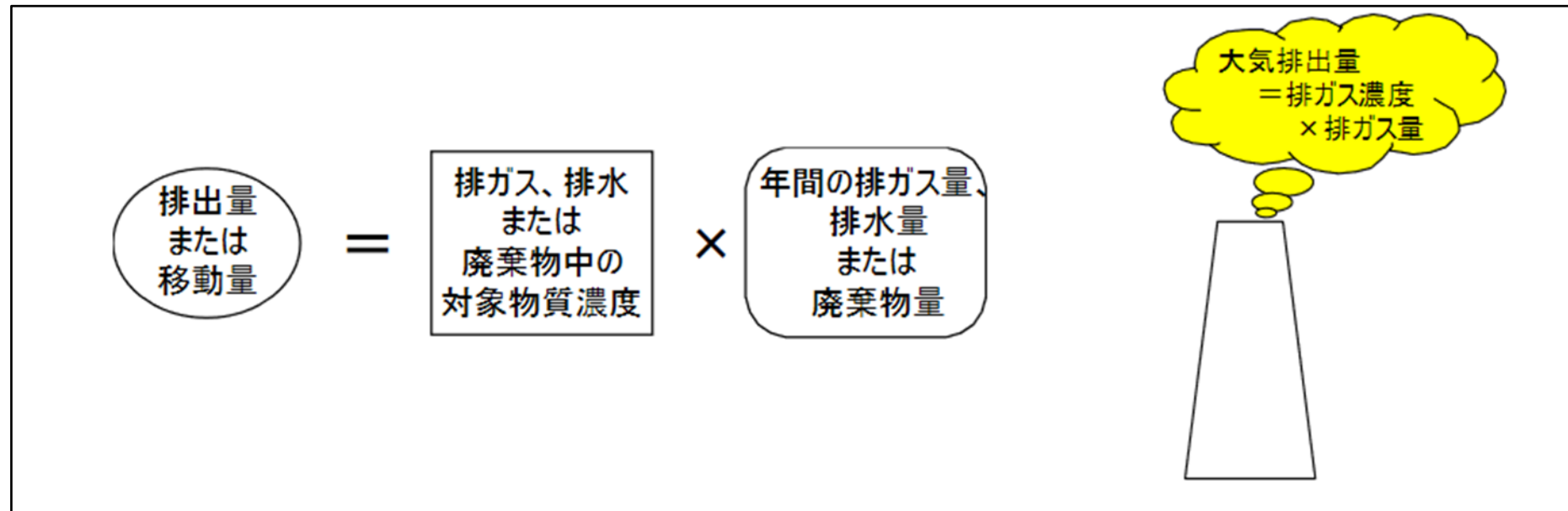
施設や工程全体の対象物質の流れを把握するのに有効である。
数学的な計算により排出量等を算出するので、費用が少ない。

デメリット

算出対象となる媒体によっては、過大に届出してしまう可能性がある。
(処理装置による除去や反応消失等を考慮しない)

②実測による方法について

事業所の主要な排出口における排ガス、排水または廃棄物中の対象物質濃度を実測し、それぞれ排ガス量、排水量または廃棄物量とかけ合わせて算出する方法(排出量等算出マニュアル I -40参照)



メリット

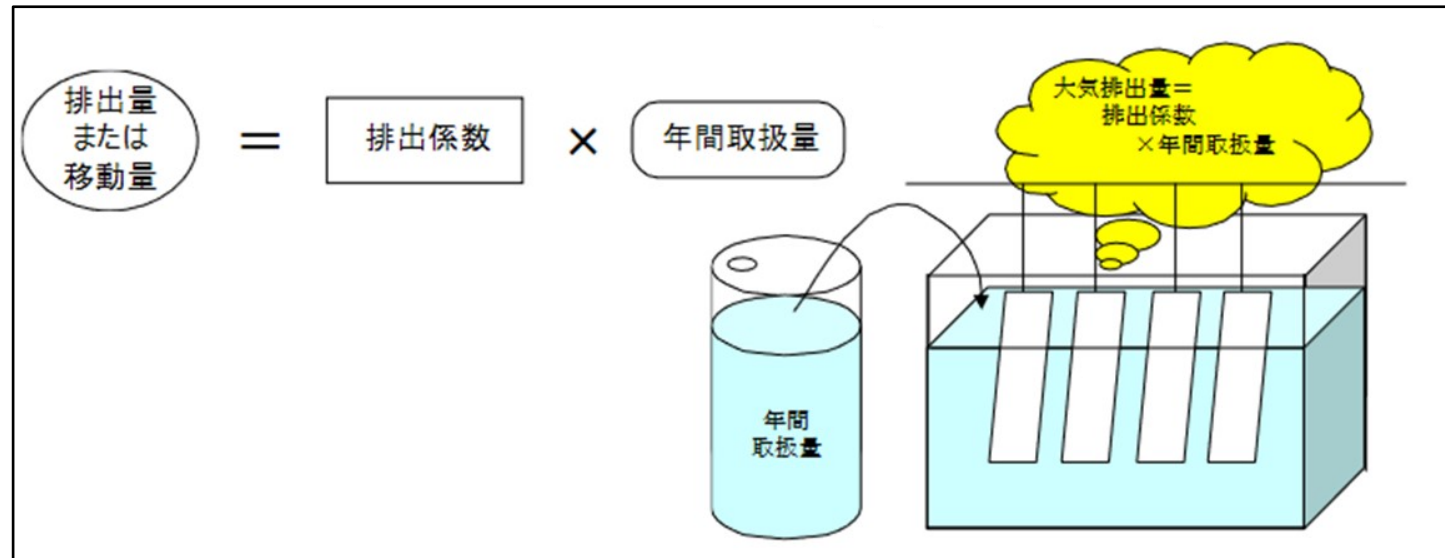
物質収支で生じた反応消失が考慮されていないなどの問題は少なくなる。

デメリット

測定の精度を気をつけないといけない。
作業状況により濃度が大きく変化することがある。

③ 排出係数による算出方法について

対象物質の年間取扱量にモデル実験などで別途算定した取扱量と排出量の比(排出係数)をかけ合わせて算出する方法(排出量等算出マニュアル I -40参照)



メリット

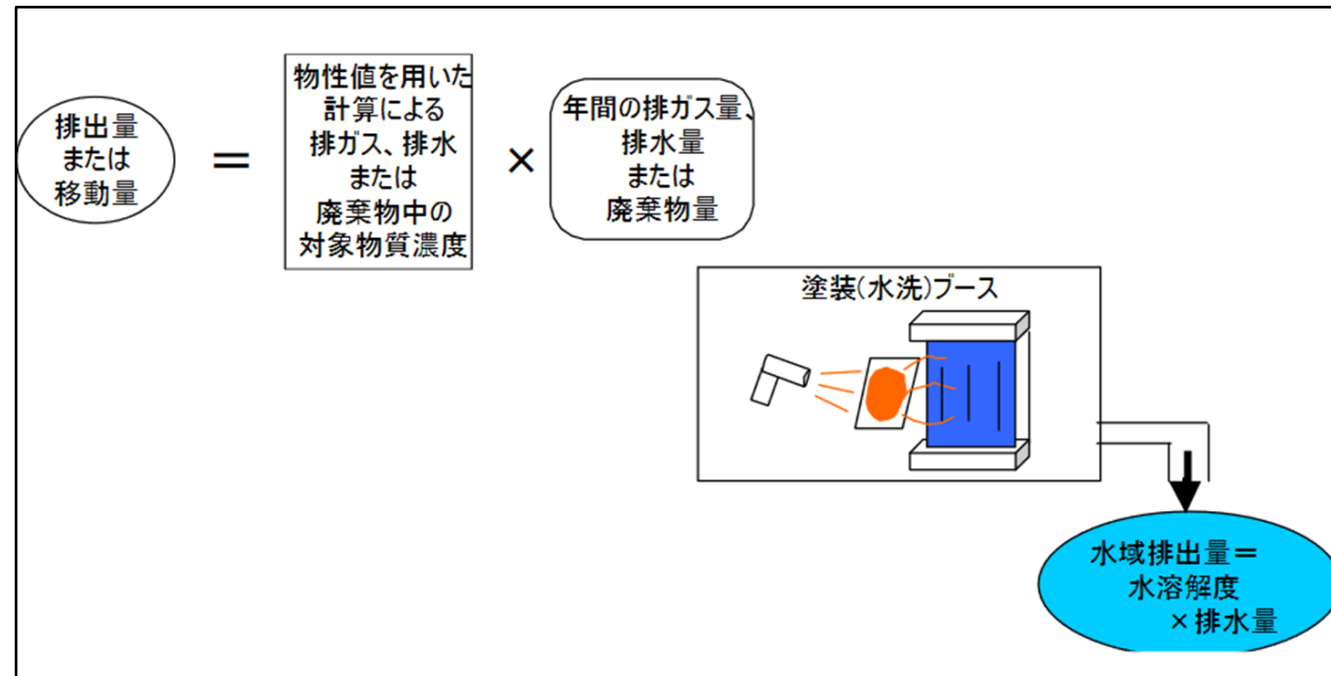
取扱量から容易に排出量を算出することができる。
利用できる排出係数がある場合には、数学的な計算により排出量等を算出するので、あまり費用がかからず、容易である。

デメリット

マニュアルに記載された排出係数は、必ずしも実態を反映していない。取扱量で排出量が決まるため、排出抑制対策等の努力が計算結果に反映されない。

④物性値を用いた計算による方法について

飽和蒸気圧や水への溶解度等により対象物質の排ガスまたは排水中の濃度を推測し、それに排ガス量や排水量をかけ合わせて算出する方法(排出量等算出マニュアル I -41参照)



メリット

実測などと比較し、経費がかからない。
分解等も考慮できる。

デメリット

温度等の条件を実態にあうよう設定するには、排出量の算出に関して、それなりの知識が必要である。

目次

1. 化管法の概要

2. 排出量等の算出方法

2-1) 排出量等の算出の概要

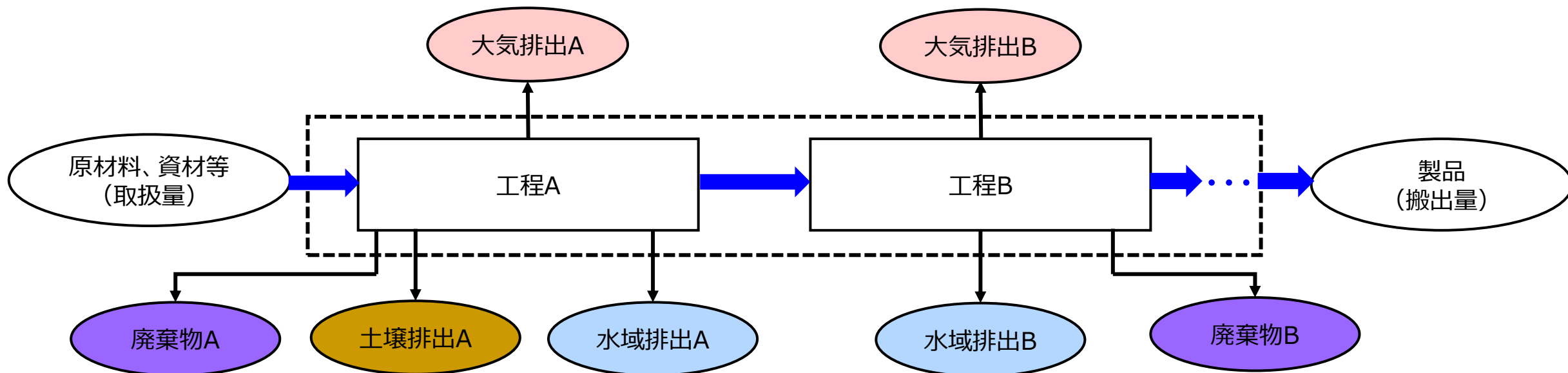
2-2) 排出量等の算出フロー

2-3) 排出量等の算出の注意点

2-4) 排出量等の算出の重要性

3. サポート体制

工程における排出量、移動量の算出イメージ



全ての排出源からの排出量、移動量が把握できる場合
(②～⑤で算出する場合)

大気への排出量 = 大気排出A + 大気排出B
水域への排出量 = 水域排出A + 水域排出B
土壌への排出量 = 土壌排出A
廃棄物に含まれる量 = 廃棄物A + 廃棄物B

全ての排出源からの排出量、移動量が把握できる訳ではない場合
(「①物質収支」で算出する場合)

水域への排出量 = 水域排出A + 水域排出B
土壌への排出量 = 土壌排出A
廃棄物に含まれる量 = 廃棄物A + 廃棄物B
大気への排出量 = 取扱量 - 製品としての搬出量
- 廃棄物に含まれる量 - 土壌への排出量
- 水域への排出量

「①物質収支」で算出する場合の算出フロー

全ての排出源からの排出量、移動量が把握できない場合の算出フロー
（「①物質収支」で算出する場合）

フロー 1

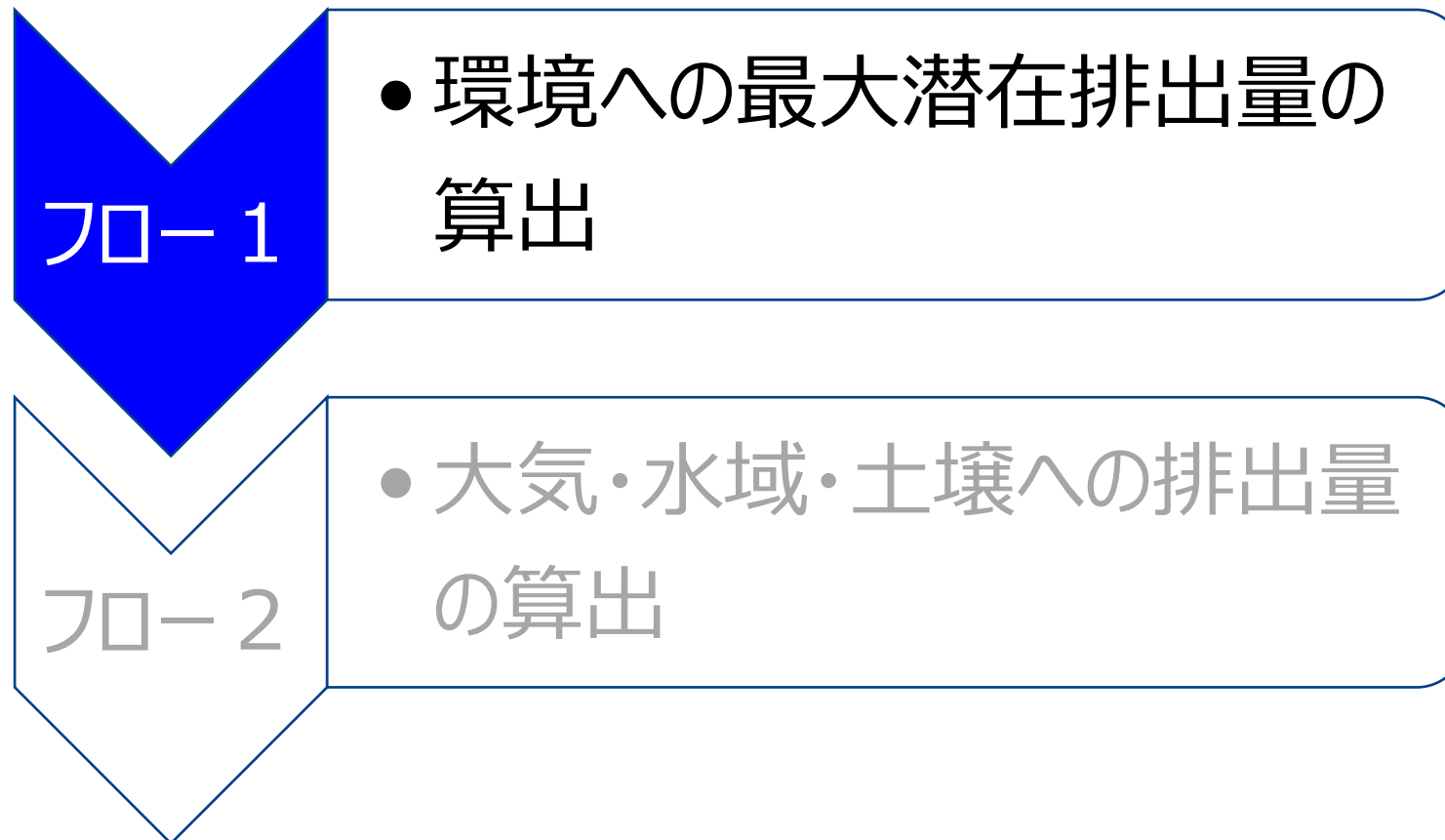
- 環境への最大潜在排出量の算出

フロー 2

- 大気・水域・土壌への排出量の算出

「①物質収支」で算出する場合～フロー1～

全ての排出源からの排出量、移動量が把握できない場合の算出フロー
（「①物質収支」で算出する場合）



「①物質収支」で算出する場合～フロー1～

環境への最大潜在排出量の算出方法（フロー1）

ステップ1

- 対象物質の年間取扱量の算出

ステップ2

- 製品や半製品としての搬出量等の算出

ステップ3

- 廃棄物に含まれる量の算出

ステップ4

- 環境への最大潜在排出量の算出

環境への最大潜在排出量の算出～ステップ1～

環境への最大潜在排出量の算出方法（フロー1）

排出量等算出マニュアル I -29参照

ステップ1

●対象物質の年間取扱量の算出

$$\begin{array}{c} \text{対象物質の} \\ \text{年間取扱量} \\ \text{t/年} \end{array} = \begin{array}{c} \text{対象物質の} \\ \text{年間製造量} \\ \text{t/年} \end{array} + \begin{array}{c} \text{対象物質の} \\ \text{年間使用量} \\ \text{t/年} \end{array}$$

- 算出した年間取扱量と次の指定量を比較して、届出対象事業所となるか、及び届出の対象となる物質を判別。
- ・対象物質（第一種指定化学物質） 1t/年
 - ・対象物質（特定第一種指定化学物質） 0.5t/年（500kg/年）

環境への最大潜在排出量の算出～ステップ2～

環境への最大潜在排出量の算出方法（フロー1）

排出量等算出マニュアル I-45参照

ステップ2

・製品や半製品としての搬出量等の算出

$$\begin{array}{c} \text{対象物質の} \\ \text{製品や半製品としての} \\ \text{搬出量} \\ \text{kg/年} \end{array} = \begin{array}{c} \text{製品や半製品の} \\ \text{製造量等} \\ \text{kg/年} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{製品や半製品に含まれる} \\ \text{対象物質の含有率} \\ \text{又は、その他の経験値等} \\ \% \end{array} \div 100$$

半製品の例



➤ 対象物質が製品や半製品に含まれない場合はゼロ

環境への最大潜在排出量の算出～ステップ3～

環境への最大潜在排出量の算出方法（フロー1）

排出量等算出マニュアルI-46参照

ステップ3

● 廃棄物に含まれる量の算出

$$\begin{array}{c} \text{対象物質の} \\ \text{廃棄物に} \\ \text{含まれる量} \\ \text{kg/年} \end{array} = \begin{array}{c} \text{廃棄物の} \\ \text{発生量} \\ \text{kg/年} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{廃棄物に含まれる} \\ \text{対象物質の含有率、} \\ \text{または、その他の経験値等} \\ \% \end{array} \div 100$$



➤ その他の排出量がないと考えられる場合は、下記の式（物質収支）で算出してもよい

$$\begin{array}{c} \text{対象物質の} \\ \text{廃棄物に} \\ \text{含まれる量} \\ \text{kg/年} \end{array} = \begin{array}{c} \text{対象物質の} \\ \text{年間取扱量} \\ \text{t/年} \end{array} \times 1000\text{kg/t} - \begin{array}{c} \text{対象物質の} \\ \text{製品や半製品としての} \\ \text{搬出量} \\ \text{kg/年} \end{array}$$

環境への最大潜在排出量の算出～ステップ4～

環境への最大潜在排出量の算出方法（フロー1）

排出量等算出マニュアル I -49参照

ステップ4

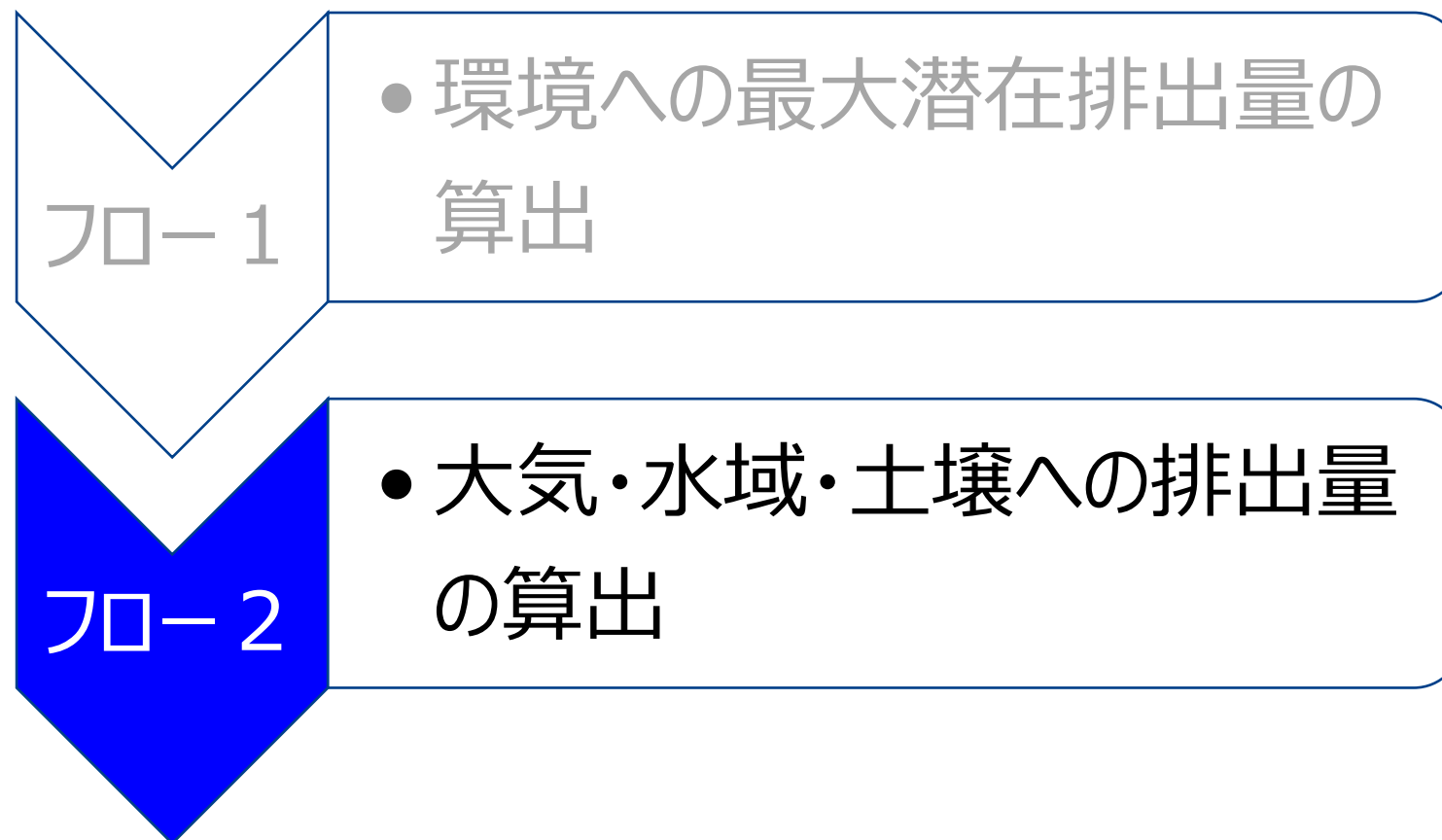
●環境への最大潜在排出量の算出



➤ ステップ1～3の値を用いて、環境への最大潜在排出量を算出

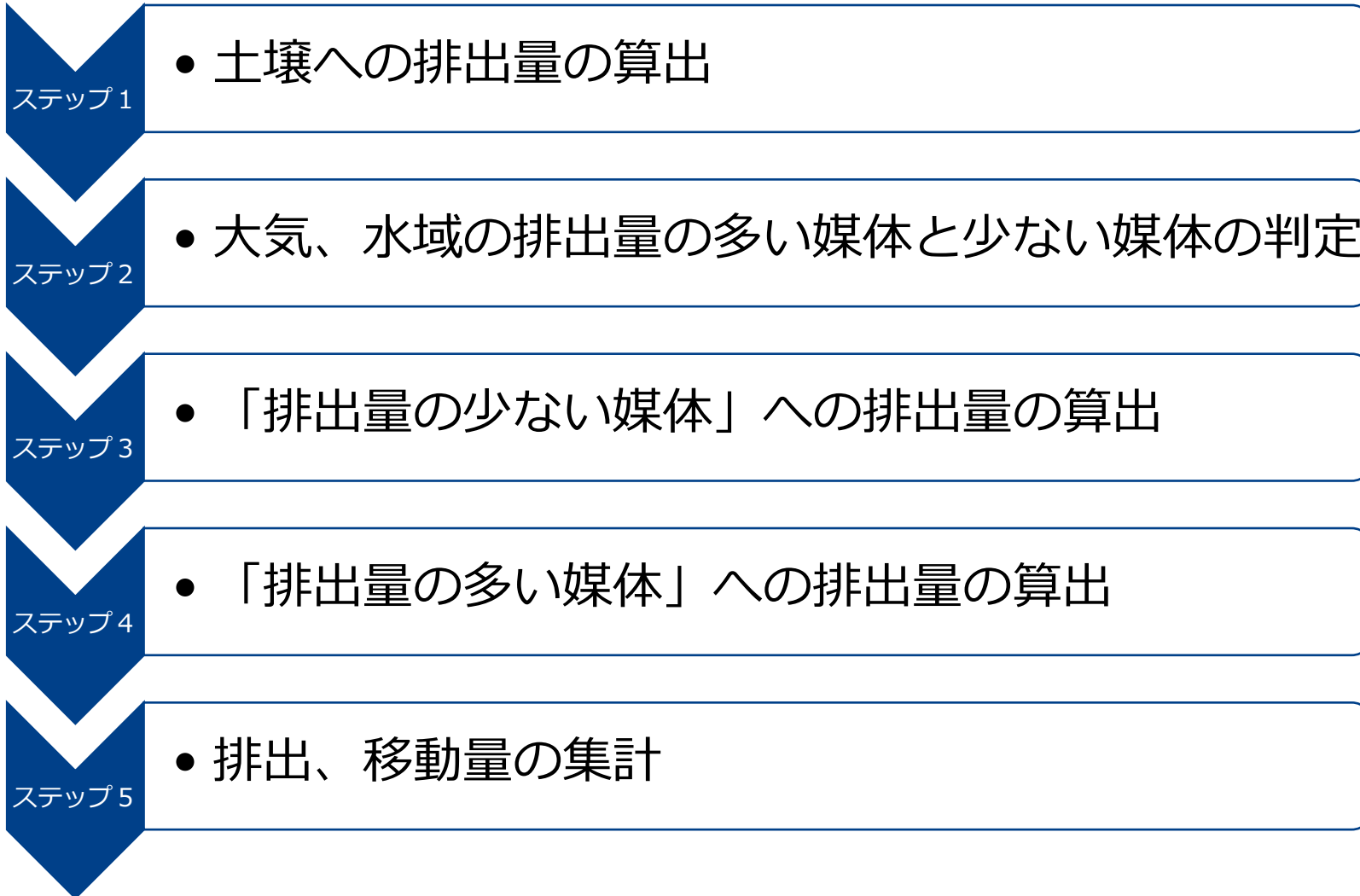
「①物質収支」で算出する場合～フロー2～

全ての排出源からの排出量、移動量が把握できない場合の算出フロー
（「①物質収支」で算出する場合）



「①物質収支」で算出する場合～フロー2～

大気・水域・土壌への排出量の算出方法（フロー2）



大気・水域・土壌への排出量の算出～ステップ 1～

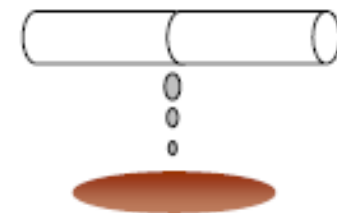
大気・水域・土壌への排出量の算出方法（フロー 2）

排出量等算出マニュアル I -50 参照

ステップ 1

● 土壌への排出量の算出

$$\begin{array}{c} \text{対象物質の} \\ \text{土壌への} \\ \text{排出量} \\ \text{kg/年} \end{array} = \begin{array}{c} \text{原材料、資材等の} \\ \text{土壌への漏洩等の量} \\ \text{kg/年} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{原材料、資材等に} \\ \text{含まれる対象物質の含有率} \\ \% \end{array} \div 100$$



➤ 土壌への漏洩等がない場合はゼロ

大気・水域・土壌への排出量の算出～ステップ2～

大気・水域・土壌への排出量の算出方法（フロー2）

排出量等算出マニュアル I -51 参照

ステップ2

- 大気、水域の排出量の多い媒体と少ない媒体の判定

➤ 下記の事項等を検討して、大気、水域の排出量の多い媒体と少ない媒体を判定

- a) 対象物質の性状(ガス状、液状、固体状)、取扱方法※1
- b) 対象物質のヘンリー定数※2

※1：大気、水域への排出について、どちらか一方がまったくないと想定できる場合（排水が発生しないなど）は、その排出量はゼロ

※2：ヘンリー定数の大きい物質が大気へ排出されやすい

大気・水域・土壌への排出量の算出～ステップ3～

大気・水域・土壌への排出量の算出方法（フロー2）

排出量等算出マニュアル I -52参照

ステップ3

・「排出量の少ない媒体」への排出量の算出

➤ 排出量の少ない媒体への排出量は、先のスライドで紹介した以下の方法で算出。

- ②実測による方法
- ③排出係数による方法
- ④物性値を用いた計算による方法
- ⑤その他経験値等を用いた方法

➤ 排ガス又は排水処理を行っている場合は、除去率、分解率※を用いて、以下の値を算出。

- ・ 処理後の排出量
- ・ 処理による分解量
- ・ 処理により発生する廃棄物に含まれる量

※除去率：排ガスや排水中の対象物質を除じん装置、沈殿装置、活性炭吸着装置等により取り除く割合

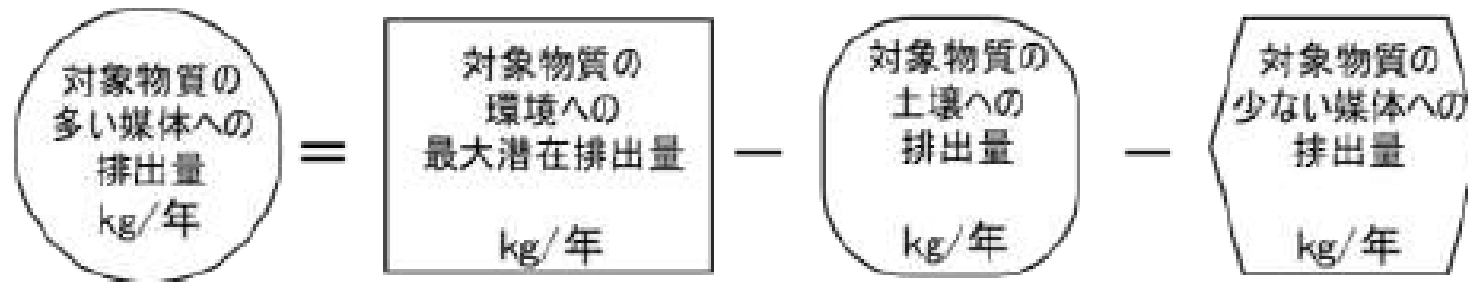
※分解率：排ガスや排水中の対象物質を燃焼装置や微生物分解装置等により簡素な別の物質(二酸化炭素や水等)に分解する割合

大気・水域・土壌への排出量の算出～ステップ4～

大気・水域・土壌への排出量の算出方法（フロー2） 排出量等算出マニュアル I -54参照

ステップ4

- 「排出量の多い媒体」への排出量の算出



- 排ガス又は排水処理を行っている場合は、除去率・分解率から、以下の値を算出。
 - ・ 処理後の排出量
 - ・ 処理により発生する廃棄物に含まれる量

大気・水域・土壌への排出量の算出～ステップ5～

大気・水域・土壌への排出量の算出方法（フロー2）

排出量等算出マニュアル I -56参照

ステップ5

● 排出、移動量の集計

➤ 算出結果を届出の分類に区分

例)

算出時の分類	届出の分類
A 大気への排出量: <u>14.3</u> B 水域への排出量: <u>250</u> C 土壌への排出量: <u>0</u> D 廃棄物に含まれる量:	(排出量)
	a 大気への排出: <u>14</u>
	b 公共用水域への排出: <u>250</u>
	c 当該事業所における土壌への排出: <u>0.0</u>
D 廃棄物に含まれる量: 廃塗料 <u>14</u> 廃シンナー <u>7</u> 塗料カス <u>11</u>	d 当該事業所における埋立処分: <u>11</u>
	(移動量)
	e 下水道への移動: <u>0.0</u>
	f 当該事業所の外への移動: <u>21</u>

目次

1. 化管法の概要

2. 排出量等の算出方法

2-1) 排出量等の算出の概要

2-2) 排出量等の算出フロー

2-3) 排出量等の算出の注意点

2-4) 排出量等の算出の重要性

3. サポート体制

排出量等算出にあたってご確認くださいポイント

NITEでは、排出量等算出にあたって、間違いやすい事例から、ご確認くださいポイント（12個）を公開
<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/notify.html#sankou>

参考資料

届出の排出量算出にあたって、ご確認くださいポイント【PDF:530KB】

PRTR届出にあたってご確認くださいポイント
※不明点等については、PRTRサポートセンターへお問い合わせください。

①令和6年度から政令改正後の物質届出が必要です。

第一種指定化学物質は515物質となりました。[ガソリン等に含まれる成分](#)についても確認してください。

②昨年度と同じ業種を選択していますか。

原則、昨年度と同じ業種を選択してください。業種の確認は[日本標準産業分類（平成5年10月改定）](#)を参照してください。
なお、「[その他の製造業（3400）](#)」は貴金属や楽器、玩具等の製品を製造する事業所に該当します。

③前年度の排出・移動量から大きく変化していませんか。

取扱量の記入、単位・桁の間違い等ありませんか。

④物質の届出漏れはありませんか。

工業用キシレン中のエチルベンゼンなどの記載忘れ。

⑤化学反応して別の物質に変化していませんか。

取扱時は対象物質であっても、排出・移動時に届出対象外の物質に変化した場合は、排出・移動量に含みません。
(例：重合原料、キレート剤、反応性の高い物質など)

⑥金属化合物等の量をそのまま届け出ていませんか。

[金属化合物等は元素換算](#)で算出してください。

⑦排出先の区分は適切でしょうか。

高沸点化合物や金属の排出先が[大気](#)になっていませんか。
難水溶性物質の排出先が[公共用水域](#)になっていませんか。

⑧外気温の変動等を考慮して排出量を算出していますか。

貯蔵タンクやガソリン等のタンクからの排出は[PRTR排出量等算出マニュアル](#)や[石油連盟のHP](#)を参照してください。

⑨処理装置による除去率を考慮していますか。

排ガスや排水処理装置による除去率・分解率については、[PRTR排出量等算出マニュアル](#)を参照してください。

⑩廃棄物以外のものは移動量から差し引いていますか。

例えば、金属のくずをリサイクル業者に売却する場合は、その分は移動量から差し引いてください。

⑪特別要件施設に該当しますか。

焼却炉など廃棄物処理施設を有している場合は、[特別要件施設](#)に該当するか確認してください。

⑫特別要件施設の届出物質を確認していますか。

下水道終末処理施設や廃棄物処理施設、鉱山保安法で定める施設等を有する場合は[届出物質](#)を確認してください。

排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイントの紹介

確認いただきたいポイント

③前年度の排出・移動量から大きく変化していませんか。

取扱量の記入、単位・桁の間違い等ありませんか。

実際に見られた間違い事例

- 取扱量を大気排出量として報告
- 大気排出量の桁を3つ間違えて報告（単位をkgではなくgと間違い）
- 取り扱っていない物質を報告

排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイントの紹介

確認いただきたいポイント

⑤ 化学反応して別の物質に変化していませんか。

取扱時は対象物質であっても、排出・移動時に届出対象外の物質に変化した場合は、排出・移動量に含みません。

(例：重合原料、キレート剤、反応性の高い物質など)

実際に見られた間違い事例

- 管理番号604「カリウム＝ジエチルジチオカルバマート」をキレート剤として使用し、別の物質に変化していることを考慮せずに、移動量を報告
- 管理番号448「メチレンビス(4, 1-フェニレン)＝ジイソシアネート」が水分などと反応して別物質に変化することを考慮せずに、排出量を報告

排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイントの紹介

確認いただきたいポイント

⑦排出先の区分は適切でしょうか。

高沸点化合物や金属の排出先が大気になっていませんか。
難水溶性物質の排出先が公共用水域になっていませんか。

実際に見られた間違い事例

- 管理番号594「ブチルセロソルブ」は高沸点化合物であり、大気排出が考えにくい物質であるにも関わらず、非常に多い大気排出量を報告（製品含有分を大気排出量に算入など）
- 管理番号668「炭酸リチウム」は難水溶性物質であり、水域排出が考えにくい物質であるにも関わらず、非常に多い水域排出量を報告

排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイントの紹介

確認いただきたいポイント

⑨処理装置による除去率を考慮していますか。

排ガスや排水処理装置による除去率・分解率については、[PRTR 排出量等算出マニュアル](#)を参照してください。

実際に見られた間違い事例

- 排ガス処理（フィルター処理等）を考慮せずに大気排出量を報告
- 管理番号677「テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド」について、排水処理（活性汚泥処理、中和処理）を考慮せずに水域排出量を報告

(補足) 処理装置による除去率について

「PRTR排出量等算出マニュアル」(第5.2版)の第III部のP563-565には、代表的な排ガス及び排水処理装置の除去率と分解率が記載
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r7.html

排ガス処理装置の除去率と分解率(%)

処理装置区分		対象化学物質区分					
		粉じん		ガス状有機化合物		ガス状無機化合物	
		除去率	分解率	除去率	分解率	除去率	分解率
サイクロン	代表値	60	0	0	0	0	0
	最小～最大	60～90	0	-	-	-	-
	最小～最大をとる要因	粒径		-	-	-	-
バグフィルター	代表値	95	0	0	0	0	0
	最小～最大	90～99.9	0	-	-	-	-
	最小～最大をとる要因	粒径		-	-	-	-
電気集じん機	代表値	90	0	0	0	0	0
	最小～最大	90～99	0	-	-	-	-
	最小～最大をとる要因	粒径		-	-	-	-
燃焼装置	代表値	0	0	99.5	99.5	0	0
	最小～最大	-	-	95～99.5	95～99.5	-	-
	最小～最大をとる要因	-	-	物質の燃えやすさ		-	-
吸収装置 ^{a)} (スクラバ)	代表値	80	0	-	0	93	93
	最小～最大	60～99	0	20～99 [※]	0	80～99	80～99
	最小～最大をとる要因	粒径		※ 水溶性の物質に限る		酸・アルカリとの反応性	
活性炭吸着装置	代表値	10	0	87	0	50	0
	最小～最大	0～30	0	30～99	0	20～99	
	最小～最大をとる要因	物質の濃度、吸着性					

排水処理装置の除去率と分解率(%)

処理装置区分		対象化学物質区分							
		懸濁無機化合物 ^{b)}		懸濁有機化合物 ^{b)}		溶解無機化合物 ^{c)}		溶解有機化合物 ^{c)}	
		除去率	分解率	除去率	分解率	除去率	分解率	除去率	分解率
自然沈殿装置	代表値	40	0	20	0	0	0	0	0
	最小～最大	40～50	-	20～50	-	-	-	-	-
	最小～最大をとる要因	懸濁物質の粒度				-	-	-	-
凝集沈殿装置	代表値	80	0	70	0	0	0	0	0
	最小～最大	66～95	-	70～95	-	0～10	-	0～10	-
	最小～最大をとる要因	懸濁物質の粒度				凝集剤の種類			
微生物分解装置 (好気性) ^{a)}	代表値	70	0	70	30	0	0	60	40
	最小～最大	70～80	0	70～80	30	-	-	60～95	40～70
	最小～最大をとる要因	汚泥への吸着性				-	-	物質の分解性	
膜ろ過装置	代表値	100	0	100	0	0	0	0	0
	最小～最大	-	-	-	-	70～98 [※]	0	90～95 [※]	0
	最小～最大をとる要因	-	-	-	-	※ 逆浸透膜(RO)の場合			
活性炭吸着装置	代表値	10	0	10	0	20	0	80	0
	最小～最大	0～10	0	0～10	0	0～20	0	80～90	0
	最小～最大をとる要因	物質の吸着性							

事業所で排ガス及び排水処理の除去率や分解率のデータを持っている場合は、そのデータを活用して構いません。
 排ガス及び排水処理の除去率や分解率のデータがない場合にご活用ください。

排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイントの紹介

確認いただきたいポイント

⑩廃棄物以外のものは移動量から差し引いていますか。

例えば、金属のくずをリサイクル業者に売却する場合は、その分は移動量から差し引いてください。



実際に見られた間違い事例

- 廃棄物以外のもの（有価売却物等）を廃棄物移動量に含めて報告

排出量等算出のQ&Aに関するHPの紹介

排出量等算出のQ&A（NITE）

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/qanda/faq_prtr2.html

PRTR制度FAQ-PRTR届出に関するもの

届出の排出量算出にあたって、ご確認頂きたいポイントをまとめましたので、参考にしてください。

また、以下のFAQに記載のあるPRTR排出量等算出マニュアルは（令和7年3月版）を参照してください。
上記マニュアルは、化管法施行令、化管法施行規則等の改正に伴い、修正が行われており、当FAQもその対応や修文、補足等を行い更新しました。

令和5年度以降把握、令和6年度以降届出に関してはこちらの「対象化学物質について」を参照下さい。

FAQのカテゴリー

- ▶ PRTR届出に関するもの
- ▶ PRTR届出の対象業種・事業所の範囲に関するもの
- ▶ PRTR届出の常時使用する従業員の数に関するもの
- ▶ PRTR対象物質に関するもの
- ▶ PRTR届出に係る取扱量の把握に関するもの
- ▶ 排出量・移動量の算出に関するもの
- ▶ 特別要件施設に関するもの

排出量・移動量の算出に関するもの

出荷される製品の扱い

- Q107. 対象物質を含む製品を製造しています。製品に含有されて出荷される対象物質は、事業所の外への移動として届け出るのですか。
- A107. 移動量の欄の「事業所の外への移動」とは、廃棄物として産業廃棄物処理業者等に出すものを意味します。従って製品中に含有されて出荷される量を移動量として届け出る必要はありません。

[▶ ページトップへ](#)

製品中に残存する未反応対象物質の扱い

- Q108. ゴムの加硫促進剤として対象物質を使用しています。ほとんど反応していると考えられますが、ゴムくずを廃棄物として処理する場合、廃棄物を移動量として届け出る必要がありますか。
- A108. 対象物質の未反応加硫促進剤が廃棄物中に残っていることが明らかであれば、廃棄物の移動量としての算出が必要となります。（令和5年7月更新）

[▶ ページトップへ](#)

保管廃棄物をまとめて移動した場合の届出（Q92の再掲）

- Q109. 廃棄物を3年に1回という間隔で廃棄物処理業者に渡しています。その間、貯蔵庫（タンク）のような場所に保管しておくのですが、その場合の届出はどのようにすればよいですか。
- A109. 廃棄物を保管し廃棄物処理業者に引き渡していない2年の年間取扱量がそれぞれ1トン（特定第一種指定化学物質の場合0.5トン）以上の場合は、届出対象事業者となりますので事業所外への移動量を0.0kgとして届出が必要です。廃棄物を処理業者に渡した年度には、廃棄物の量を移動量として届け出てください。なお、通常の年間取扱量が1トン（特定第一種指定化学物質の場合0.5トン）未満であれば届出は不要ですが、まとめて移動した廃棄物の量が1トン（特定第一種指定化学物質の場合0.5トン）以上の場合は、移動した廃棄物の量を取扱量とし、その年度の届出が必要です。

排出量等算出のQ&A（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/la w/qa/manual_faq.html

PRTRに関するQ&Aの質問リスト

事業者等からよくある質問をまとめてあります。該当する事例や似ている事例がありましたら、参考にしてください。

- ▶ 1. 届出に関するもの
- ▶ 2. 対象業種・事業所の範囲に関するもの
- ▶ 3. 常時使用する従業員の数に関するもの
- ▶ 4. 対象物質に関するもの
- ▶ 5. 取扱量の把握に関するもの
- ▶ 6. 排出量・移動量の算出に関するもの
- ▶ 7. 特別要件施設に関するもの

6. 排出量・移動量の算出に関するもの

6-1 排出量・移動量の届け出の分類に関するもの

- 問6-1-1 同一法人の他の事業所に廃棄物を搬出している場合
- 問6-1-2 廃油をリサイクル業者に搬出している場合
- 問6-1-3 事業者Aが発生した金属くずを別の事業者Bへ引き渡し、事業者Bはそれを中間処理した金属を事業者Cに販売している場合
- 問6-1-4 金属くず等を有料で引き取ってもらう場合
- 問6-1-5 発生した廃液を同じ事業者の別の事業所に運び、その事業所で処理を行い公共用水域へ排出している場合
- 問6-1-6 農業用水路に排出している場合
- 問6-1-7 溶接の際、大気中に排出される金属ヒュームの場合
- 問6-1-8 燃焼施設から排出される金属化合物等の場合

6-2 実測を用いた算出方法に関するもの

- 問6-2-1 廃棄物中の対象物質含有率の実測値がない場合
- 問6-2-2 焼却灰等の溶出試験結果の適用可能性
- 問6-2-3 排ガス・排水処理施設の除去率、実測温度がない場合
- 問6-2-4 測定データが検出下限以上、定量下限未満、あるいは検出下限未満の場合
- 問6-2-5 ダイオキシン類の測定データが検出下限以上、定量下限未満、あるいは検出下限未満の場合

目次

1. 化管法の概要

2. 排出量等の算出方法

2-1) 排出量等の算出の概要

2-2) 排出量等の算出フロー

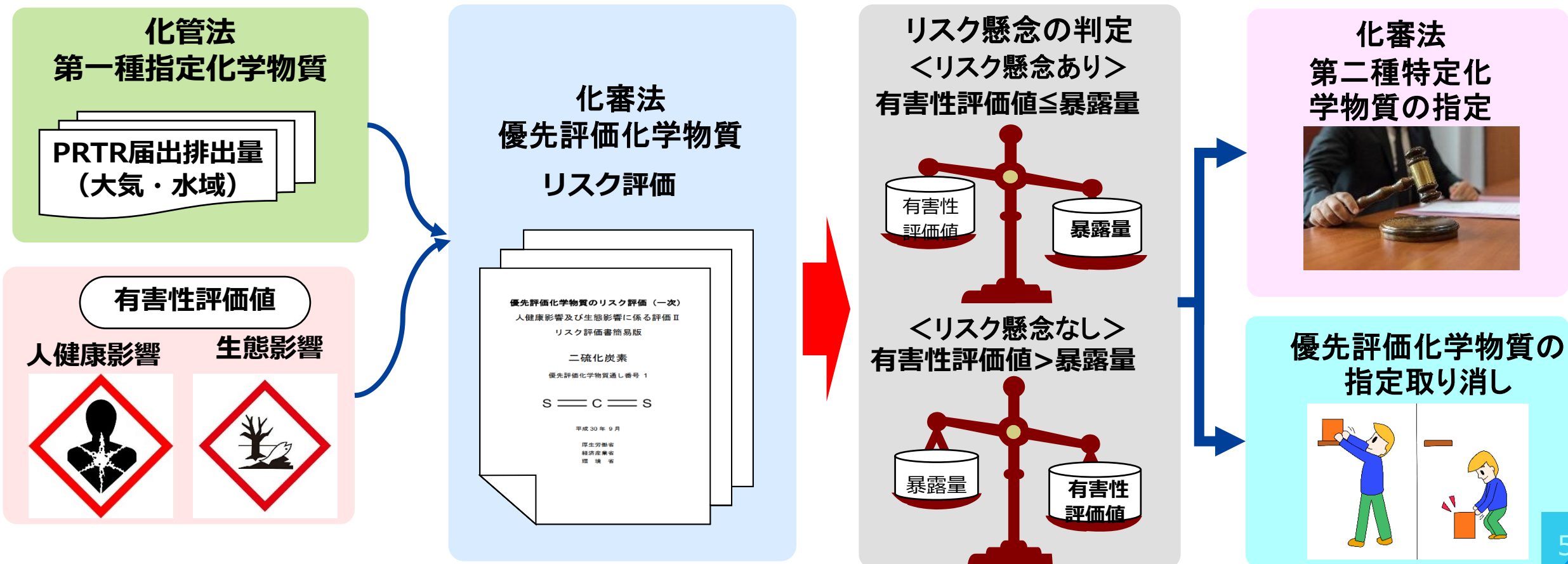
2-3) 排出量等の算出の注意点

2-4) 排出量等の算出の重要性

3. サポート体制

PRTR届出排出量の活用

- 化審法優先評価化学物質であり、PRTR届出対象物質でもある場合、PRTR届出排出量が化審法におけるリスク評価に活用。
- 有害性評価値には、人健康影響の観点と生態影響の観点の2種類が存在。
- リスク評価の結果、暴露量（環境中濃度）が有害性評価値を上回る場合はリスクの懸念。
- リスクの懸念が大きいと、化審法第二種特定化学物質に指定され、規制を受ける可能性。



PRTR届出排出量の重要性と照会について

- PRTR届出排出量は化管法だけでなく化審法にも影響を与えるもの。
- PRTR届出排出量で間違った報告をした場合、化審法リスク評価にも影響し、その結果化審法第二種特定化学物質に指定され、規制を受ける可能性。



PRTR届出排出量は非常に重要であり、
事業所管大臣（NITE等）・法所管大臣
では間違いがないか照会を実施

照会を受けた場合、ご協力ください



目次

1. 化管法の概要
2. 排出量等の算出方法
3. サポート体制

ホームページの紹介

◆化管法に基づく届出に関する情報

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/notify.html>

電子届出、書面による届出、磁気ディスクによる届出それぞれの方法を掲載しています。

◆電子届出が初めての方へ

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

電子届出を始めるために必要な手続、届出方法について掲載しています。

また、PRTR届出システムで電子届出を提出する際の操作方法を動画にて公開しております。

◆届出に関するQ&A

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/qanda/q-a.html>

PRTR制度、電子届出関連、それぞれのFAQを掲載しております。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html

PRTR制度等のQ&Aを掲載しております。

◆参考資料

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/notify.html>

- ・PRTR届出の手引き
- ・公共用水域の名称
- ・下水道終末処理施設の名称
- ・都道府県等PRTR担当窓口一覧
- ・業種コード・届出先一覧
- ・令和7年度PRTR届出の受付開始のお知らせ
- ・届出の排出量算出にあたって、ご確認頂きたいポイント



届出に関するQ&A

化管法に関するQ&Aをとりまとめました。

PRTR制度FAQ

PRTR制度FAQ

基本Q&A集、排出量等算出マニュアル（第4版）付属Q&A及びPRTRサポートセンターへの問合せ事例等を整理したものです。

電子届出関連FAQ

電子届出関連FAQ

電子届出に關してよくある質問と回答集です。

参考資料

- PRTR届出の手引き【経済産業省ホームページへリンク】
- 公共用水域の名称【経済産業省ホームページへリンク】
- 下水道終末処理施設の名称【経済産業省ホームページへリンク】

都道府県等PRTR担当窓口一覧【環境省ホームページへリンク】

届出の対象となる「都道府県等」のPRTR担当窓口の一覧です。
※都道府県等によっては出先機関を届出の受付窓口としている場合がありますのでご注意ください。

業種コード・届出先一覧【PDF:374KB】

届出の対象となる「業種名」と「業種コード」、業種名に対応した「あて先大臣名」の一覧です。
※該当業種が不明な場合、PRTRサポートセンターへお問い合わせください。

令和7年度PRTR届出の受付開始のお知らせ

令和7年度PRTR届出の受付開始のお知らせにかかる文書等を掲載しております。

届出の排出量算出にあたって、ご確認頂きたいポイント【PDF:530KB】

PRTR届出にあたり、ご確認いただきたいポイントをまとめました。
※不明点等については、PRTRサポートセンターへお問い合わせください。

NITE PRTRサポートセンター
Mail: support_prtr@nite.go.jp TEL: 03-5465-1681

NITE問合せ先の紹介

- ◆ P R T R届出システム、P R T R届出作成支援システムに関する問い合わせ
『P R T Rシステムサポート』

E-mail info_prtr@nite.go.jp
T E L 03 - 5465 - 1683
(平日9:00~12:00、13:00~17:00)

- ◆ P R T R届出物質、届出要件、排出量算出方法等に関する問い合わせ
『P R T Rサポートセンター』

E-mail support_prtr@nite.go.jp
T E L 03 - 5465 - 1681
(平日9:00~12:00、13:00~17:00)

- ◆ その他、排出量等届出の照会内容等に関する問い合わせ
『化学物質管理センターリスク管理課』

E-mail todokede_prtr@nite.go.jp

(土日祝日及び5月1日は終日お休みとなります。)

ご清聴ありがとうございました。